

平成19（2007）年3月2日 定例会委員長報告

地方分権推進特別委員会委員長報告

No.17 灰垣和美議員

おはようございます。平成18年5月以降における地方分権推進特別委員会の審査経過の概要について、報告を申し上げます。

最初に、地域再生及び構造改革特区への取り組みについて申し上げます。

本件について、概要次のとおり報告がありました。

本年1月の、第13回構造改革特区計画認定申請の募集に際し、農業と農家食堂をあわせ営む特定農業者から、特例措置番号707「特定農業者による濁酒の製造事業」を用いた特区申請の提案が市に対してあったため、申請主体である市は、この提案から「高槻・とかいなか創生特区」計画を作成し、国へ認定申請しようとするものである。

この特区計画の概要は、高槻北部の原地区及び樫田地区を特区の区域とし、良質な水と自然農法で栽培した酒米を使い、地域の個性ある濁酒（高槻のどぶろく）を製造し、これを地域ブランド・シンボルとして育て、観光客の土産や飲食に提供することにより、地域の活性化につなげ、都会と田舎の魅力をあわせ持った中核市高槻を創生しようとするものである。

以上の報告に対し、特区が認定されることによって、規制の特例措置として何が緩和されるのか、特区計画を実現させるには大変な労苦が予想されるが、そのハードルの程度はどうか、また、特区エリアを決めた理由は何か、とただしたところ、規制の特例措置としては、酒造免許を受けた後、1年間に製造しようとする濁酒の見込み数量が、酒税法第7条第2項の規定で、本来であれば6キロリットル以上でなければならぬものが、特区の認定を受けた特定農業者は、6キロリットル未満の少量であっても、同法第7条第2項及び製造免許の取り消し条項である同法第12条第4号の規定が適用されないというものである。次に、特区計画を実現させるためのハードルとして、まず、特定農業者が、濁酒をつくるための酒造免許を受けること、さらには濁酒を売るために酒の販売免許も必要となってくると思われるが、特定農業者の方は、当然のことながら、その部分は既に承知しており、酒造免許を取れるとの熱意を持って取り組んでいる。また、特区の区域は、原地区の特定農業者からの自発的な提案で、農業振興や地域の活性化等を意図していることを重視したこと、さらには、総合計画や農林業振興ビジョンにあるように、既に、樫田地区において、市民との交流を交えた観光農業等に取り組みされており、地域の農業振興や活性化という目的に合致することから、市北部の原地区及び樫田地区を特区のエリアとして区域設定したものである、との答弁がありました。

次に、三位一体改革について申し上げます。

平成19年度から本格実施される税源移譲について、概要次のとおり報告がありました。

まず、改革の全体像について、国庫補助負担金改革において、約4兆7,000億円が、廃止、交付金化、縮減され、そのうち税源移譲に結びつく改革分として、廃止された国庫補助負担金は3兆1,176億円、交付金化が7,943億円、スリム化が9,886億円で、おおむね3兆円が税源移譲され、地方交付税については約5兆1,000億円の改革がなされた。これらを本市に当てはめると、国庫補助負担金の改

革は約20億円の削減、これに対する財源措置としては全体で約27億円。また、地方交付税では約43億円の見直しがされたところである。このうち税源移譲は、住民税所得割の税率が、現在の5%、10%、13%の3段階から、一律10%に比例税率化され、市民税が6%、府民税4%となり、住民税では受益と負担の関係が鮮明となり、応益的性格がより強まると同時に、自治体間の税収の遍在度も縮小するものと考えられている。同時に、所得税も税率構造が見直され、現在の4段階の刻みが6段階となる。ただし、現行どおり超過累進税率は維持した上で、住民税と所得税の税率を調整し、あわせて人的控除の差に対する減額措置が講じられることで、個々の納税者の税負担が従前と変わらないよう設計されている。これらの結果、本市個人市民税においては、平成18年度の課税実績から推計して、平年ベースで約27億円の移譲がなされるものと想定している。

次に、三位一体改革の税源移譲に関する広報について、本市では、ポスターの提示、リーフレットの窓口配布を初め、市広報紙への記事の連載等、各般の市民、納税者向けの広報活動を行ってきた。今後も、全世帯への折り込みリーフレットの配布、新年度の納税通知書等へもリーフレットを同封するなど、国、府とも連携を図り、さまざまな機会をとらえ、市民、納税者への周知策を予定している。

以上の報告に対して、本市は三位一体改革とは何かということと比較的議論している方だと思うが、国が言っている三位一体改革と、地方が考えている三位一体改革とは、どこに対立軸があるのかということが明確にされないまま今日に至っている。国が財政再建の一環として地方に押しつけてくるものを受け入れるべきものなのかどうか、受け入れないと仕方ないとしても、妥当かどうかという視点を市は主体的に持つべきである、との指摘、また税源移譲に伴い19年度分から大きく変わる住民税の仕組みについて、納税者からの相談や質問等に丁寧な対応ができるような体制づくりをされたい、との要望もありました。

以上が本特別委員会における審査の概要であり、広域行政推進に係る諸課題については、平成17年5月の臨時会において、本市と島本町との広域行政について、職員研修並びに総合相談の2分野について具体的な取り組みを開始したい、との報告がされており、今任期の間は報告がありませんでしたが、理事者側においては、地方分権の推進に向けて今後とも鋭意努力されることを要請して、本特別委員会の報告といたします。

平成19年3月2日

地方分権推進特別委員会委員長

灰垣和美

以上です。